

令和6年9月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第109号 報告第26号 報告第27号	契約の締結について 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	教育部 総務部 上下水道部

議案 第109号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年10月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 契約の目的 大山小学校体育館改築工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 594,000,000円
- 4 契約の相手方 那須塩原市太夫塚5丁目221番地
生駒・熊田特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社生駒組
代表取締役 生駒 憲一

報告 第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年10月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年 9月20日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年7月28日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 46,200円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は46,200円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年10月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年 9月24日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年7月18日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 127,413円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は127,413円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手側車両の修理先等に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇